

生垣助成制度が変わります！！



いままでとどう変わったか・・・

今までは、「生垣助成」と災害の危険度が高い地域を対象とする「防災緑化助成」の二種類の助成制度がありましたが、ブロック塀や万年塀の除去は「コンクリートブロック塀等安全化支援事業」とし、より緑化に特化するため、制度を統一しました。

助成の対象について

- ・品川区内全域が対象です。
- ・設置場所の条件は、公道および私道に接する部分のみです。
- ・建築基準法第42条2項道路は後退線が接道部分となります。
(該当する場合建築課細街路担当にご相談下さい。)

※コンクリートブロック塀等安全化支援事業と一緒に助成できます。

コンクリートブロック塀等
安全化支援事業
品川区建築課構造担当
5742-9172

品川区建築課細街路担当
5742-9173

助成対象者

助成対象者は、下記の土地を所有または管理する方です。

- ・住宅の敷地・駐車場の敷地
- ・事務所、事務所の敷地
- ・工場、倉庫の敷地
- ・その他、区長が必要と認めるもの



※ただし、「品川区中高層建築物の建設に関する環境指導要綱」の適用を受ける事業者および、緑化計画書の提出が義務付けられた方は除きます。

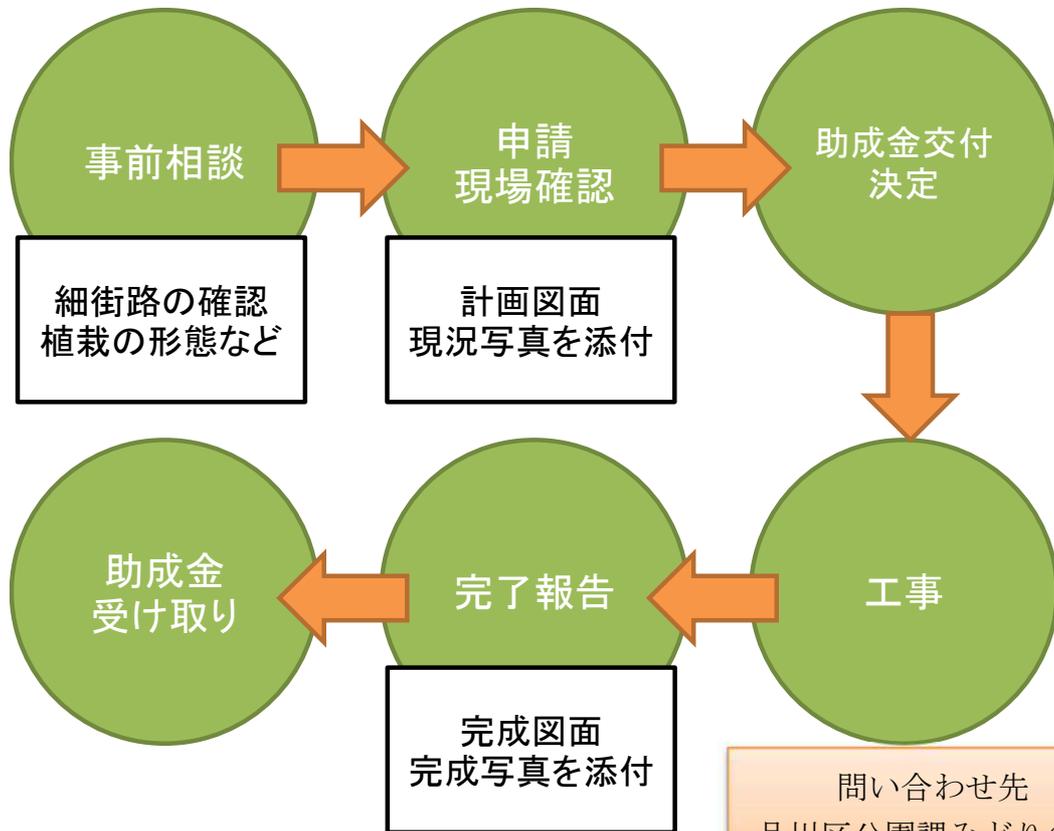
工事内容と助成金額

	工事内容	寸法	助成金/m
生垣・植栽	生垣(垣根のないもの)	高さ0.9m以上	28,000/m
	中・高木	高さ1.5m以上	26,000/m
	低木	高さ1.5m未満	9,000/m
植込縁石	化粧ブロック・レンガなど	高さ0.5m以下	26,000/m
フェンス設置	デザインフェンスなど	高さ1.1m以下	16,000/m
	垣根(四ツ目垣など)	高さ1.1m以下	6,000/m

- ・道路に面した植栽が、2m以上、幅30cm以上必要です。
- ・フェンスの高さが1.1mを超える場合は、植栽のみが助成の対象になります。



助成を受けるための手続き



問い合わせ先
品川区公園課みどりの係
5742-6587